

令和6年度第1回木更津市公平委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和6年8月28日(水) 午後2時55分から午後3時10分まで
- 2 場 所 等 木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室
- 3 出 席 者 〔委 員〕 渡邊委員長、露崎委員
〔事務局〕 渡辺書記長、吉野書記、岸書記

4 議 題

「職員団体登録事項変更届」の審査について

5 概 要

(渡辺書記長)

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。公平委員会の開催に先立ちましてご報告がございます。昨日、川名眞木子委員から本委員会への出席ができない旨の届け出がございました。

地方公務員法第11条第1項の規定により、「公平委員会は、3人の委員が出席しなければ会議を開くことができない。」とされておりますが、同条第2項の規定で「会議を開かなければ、公務の運営または職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、2人の委員が出席すれば、会議を開くことができる。」とされております。

今回の議題であります、「職員団体登録事項変更届の審査」については、対象の団体である木更津市役所職員組合が9月1日から役員の変更を予定しており、今月中に変更内容を登録する必要があることから、第11条第2項の要件に該当すると認められ、委員2名により、会議を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

(渡辺書記長)

それでは、委員2名で開催させていただきます。ただいまから令和6年度第1回木更津市公平委員会会議を開催いたします。

開催にあたり、渡邊委員長よりご挨拶をいただき、公平委員会規則に基づき、委員長の進行で議事を進めて参りたいと存じます。それでは渡邊委員長お願いいたします。

(渡邊委員長)

委員長の渡邊です。本日は暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。今日は実質的な審議が必要な事項であるということでございますので、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、進めさせていただきます。

まず、会期の決定及び議事録署名委員の選出ということでございますが、会期は本日1日、議事録署名委員は本日出席の委員の2名にお願いしたく存じますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

ご異議が無いようですので、そのように決定します。それでは進行させていただきたいと思います。

では本日の議題の職員団体登録事項変更届の審査についてですが、事務局からご説明をお願いいたします。

(吉野書記)

書記の吉野と申します。着座にて失礼いたします。お手元に1ページと振ってある資料を用意していただければと思います。それでは説明させていただきます。

令和6年8月5日に木更津市役所職員組合から、職員団体登録事項変更届が提出されました。本日は、この届出の審査をお願いするものでございます。職員団体は、地方公務員法53条1項の規定に基づき、条例で定めるところにより、公平委員会に登録申請することができ、木更津市役所職員組合は、既にこの登録をしている団体でございます。当該登録をした団体は、規約の変更や申請書の記載事項の変更があったときは、地方公務員法53条9項の規定により、公平委員会に届け出をしなければならず、公平委員会は、法律の規定により、この届け出を受けたときは、条例で定めるところにより、届出書の記載事項を登録するとともに、職員組合にその旨を通知しなければならないとされております。

それでは、「登録事項の変更」について、資料の3ページをご覧ください。まず、変更届事項は、職員組合役員の改選に基づくものであり、条例の規定による届出事項の「理事その他の役員の氏名、住所及び職名」に該当するものであります。2番目、変更届期日で

は、条例に「その事由が生じた日から、10日以内に、公平委員会に書面をもって届け出なければならない」との規定があり、投票日が、8月2日で、届出日が、8月5日であることから適正であります。3番目、提出書類につきましても、必要な書類を法令に規定されている様式を使用して提出されております。4番目、通知期限は、「届出を受けた日から30日以内に、結果を通知しなければならない。」との規定があります。今回の届出では、8月5日になされておりますので、本日の会議の審査結果を通知することにより、期限は遵守されます。5番目、提出された登録事項の変更内容が適正に処理されているかの審査であります。第1に、地方公務員法53条3項については、職員組合同約30条に同法に遵守した規定を設けており、その手続きにより、役員が決定されております。具体的に申し上げますと、投票者総数は466名であることから、過半数は233名であり、役員の得票数はすべてこの過半数を超えていることが役員選出証明書から確認できます。第2に、地方公務員法52条3項及び53条4項についてですが、この規定は、職員組合が適正な職員で組織されているかの審査であり、消防職員及び管理職員等の範囲を定める規則に規定されている職員は、組合員名簿で除かれていることを確認いたしました。

続いて、変更のございました役員でございますが、まず執行委員長が、都市整備部管理用地課係長、舟竇英樹さんから市立図書館主任主事、千代田純聡さんへ変更となっております。副執行委員長が、市立図書館主任主事、千代田純聡さんから都市整備部管理用地課係長、舟竇英樹さんへ変更となっております。書記長が健康こども部スポーツ振興課主任主事、鈴木良典さんから財務部財政課主任主事、米澤聡史さんへ変更となっております。書記次長が財務部財政課主任主事、米澤聡史さんから福祉部生活支援課主事、坂井優さんへ変更となっております。執行委員が、企画部オーガニックシティ推進課係長、山田貴士さん、総務部総務課主任主事、鈴木勝貴さん、福祉部障がい福祉課主事、澤邊美友さん、都市整備部下水道推進室主事、尾形拓真さんから市長公室シティプロモーション課係長、伊藤義匡さん、健康こども部こども保育課事務員、吉田桃菜さん、都市整備部土木課技術員、高梨天馬さんへ変更となっており、執行委員の人数が1名減となっております。監査委員が企画部オーガニックシティ推進課係長、勝畑将太さんから財務部財政課主事、久野光希さんへ変更となっております。

なお、資料の8ページ木更津市役所職員組合同約28条役員の種類につきましても、規定の範囲内であることを確認いたしました。「登録事項の変更」に係る説明は以上です。

資料1ページをお開きください。

本日の議題である「登録事項の変更」について、承認されれば、本日の会議の結果を案1により職員組合に通知し、資料2ページ、案2により登録簿に登載したいと存じます。事務局からの説明は以上です。

(渡邊委員長)

はい、ありがとうございました。変更届の内容及びその作成過程について適切であることについてのご報告、あるいはその変更の内容についてのご報告を頂戴いたしました。今回、届出を受けてそれを通知するということで、審議ってちょっと大げさかもしれませんが、チェックしなきゃいけないということで。この件について、ご意見はありますか。

(露崎委員)

特にありません。

(渡邊委員長)

ありませんかね。では、確認だけです。変更届で「理事その他の役員」というタイトルなんですが、これ理事っていう役職がなさそうなんですけど、何でこういう表現なんですかね。

(渡辺書記長)

はい、職員団体の登録に関する規則に規定されている様式でございまして、それをそのまま使っています。

(渡邊委員長)

わかりました。他に特にご意見はないということで。では、登録事項の変更については届出を受けて、承認ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(渡邊委員長)

では、公平委員会として承認とさせていただきます。本日の議題はすべて承認というこ

とで通知書の方は、これをもって事務局の方で発送していただけるということですね。以上をもちまして、令和6年度第1回公平委員会会議を終了いたします。お疲れ様でした。

上記会議録を証するため、下記署名をいたします。

令和6年8月28日

委員長

渡邊 希孝

委員

露崎 和夫